

**「校務用及び生徒用LANパソコンデータ消去、回収及び運搬業務」  
入札説明書等に対する質問について**

質問書の提出期限：令和7年1月29日（水）正午まで

項番	資料の種類・ページ	質問	回答
1	仕様書 3(2)イ	データ消去ソフトをUSBメモリにて起動する場合、パソコンのソフトウェアの設定でUSBメモリでの起動が、出来ないパソコンは、有りますか？	各パソコンは、OSが起動している状態ではソフトウェアの設定によりUSBメモリからの起動ができませんが、BIOSでブート順序を変更すればUSBメモリからの起動が可能です。
2	仕様書 3(3)	データ消去を完了したパソコンを数回に分けて、自社で、運搬して回収業者に持ち込むことは、可能でしょうか？(回収業者の引き取りは、1回のみと聞いておりますので、)	リース会社との契約上、受託者がパソコンを回収業者に持ち込むことは想定しておりません。
3	仕様書 3(2)	データ消去の方法につきまして伺います。  一般に消去用のソフトウェアには、軽微なものから強固なものまで、様々な方法が選択可能ですが、指定されるものはございますか。	データ消去の方式について、特定の指定はありませんが、データ消去ツールを使用し、計3回以上のデータ上書きを行う方法（米国国防総省DoD規格準拠方式相当）で実施してください。 なお、本方式と同等以上のレベルでデータ消去を行える場合は、教育企画課と協議のうえ、実施していただいても問題ありません。
4	仕様書 6	データ消去証明書につきまして伺います。  消去のために用いたソフトウェア名やライセンス、更には完了した結果を提出することは必要でしょうか、それとも、受注者として作業を終えたことを報告することによろしいでしょうか。  また、証明書は対象となる1839台分をそれぞれに必要でしょうか、それともチェックシートなどを用いた一覧表にて表したものでいかがでしょうか。	データ消去証明書は、パソコン本体及びハードディスクのシリアルナンバー・作業日時・消去方法・パソコンの型式・消去結果を含むものとします。 また、機器ごとの証明が必要ですが、一覧表形式での提出でも問題ありません。
5	別紙1_回収場所	各県立学校から機器を回収する事につきまして伺います。  各学校では、対象となる機器を1カ所に集積されていると考えてよろしいでしょうか。  また、集積されているとしたら、各学校の集積場所につきまして、搬出する工数を算出するため、階数の提示を頂くことは可能でしょうか。	機器の集積場所は各学校1カ所で、基本的には1階を予定しています。